

# 岡野公園特記仕様書

## 1 概要

所在地	西区岡野二丁目9
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	昭和38(1963)年6月25日に開園した横浜駅から徒歩圏にある公園です。西区で唯一公園内に野球場・プールがある公園で、大型遊具・幼児用遊具が設置してあります。
面積	20,301㎡(近隣公園)
有料施設	<p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1面</p> <p>現行の利用料金 1面1時間1,300円(上限の範囲内で利用料金を提案可能)</p> <p>対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3月第3土曜日～12月第3日曜日※1</p> <p>休場日 年末年始期間(12/29～1/3)、毎月第1・第3・第5月曜日(休日の場合は、その直後の休日でない日)</p> <p>利用対象施設 プール</p> <p>設置プール数 25mプール、子供用プール</p> <p>現行の利用料金 25mプール 1時間100円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) 子供用プール1時間 60円(上限の範囲内で利用料金を提案可能) コインロッカー1回 10円</p> <p>開場期間 7月第2土曜日～9月第1日曜日</p> <p>休場日 開場期間中はなし</p> <p>施設の状況 25mプール 長さ25m、幅13m、深さ1.01～1.2m 水量374t 子供用プール 円形、深さ0.4m～0.5m 水量51t 管理棟 面積292.24㎡ ロッカー数 男180、女198、子供72 ろ過装置 PA-100-210(25m)、PA-40-204(子供用)</p>
主な公園施設	野球場、プール、子供用プール、管理棟、こどもの遊び場、花壇ほか
電気設備等	<p>1 屋内照明設備</p> <p>(1) 公園管理棟</p> <p>(2) プール管理棟</p> <p>(3) トイレ</p> <p>2 屋外照明灯</p> <p>3 機械設備</p> <p>4 プール施設(循環ポンプ、ろ過装置)</p>

※1

3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日	9:00～17:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日の第2、第4月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00
5月16日～8月15日	9:00～19:00

5月第4日曜日、6月～7月の第2、第4日曜日、8月第2日曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～19:00
---	-------------

## 2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数・概 要
点 検	照明設備	プール管理棟	点検 巡視・点検	開場前（絶縁抵抗） 月1回（閉場時）
	負荷設備	分電盤・制御盤	巡視点検	1回/年（法定点検） 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	園内灯設備	分電盤・園内灯	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	放送設備	アンプ・スピーカー	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認等
	プール循環設	ポンプ運転等	運転・点検	開場前
修 理	照明設備	各管理棟	ランプ交換	随時
	園内灯設備	公園園内灯	ランプ交換	点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください。
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

## 3 特記事項

### (1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

### (2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所都心部公園担当の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所都心部公園担当に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所都心部公園担当に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所都心部公園担当から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所都心部公園担当への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所都心部公園担当の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、

指定管理区域内の指定管理事業として整理をしますので、その場合は南部公園緑地事務所都心部公園担当から承認を受けるのみで実施可能です。

(7) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとなっています。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(8) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所都心部公園担当と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(9) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には南部公園緑地事務所都心部公園担当と協議をして、提出日を定めてください。

(10) プールについて（営業は夏季期間）

ア プール施設及び管理棟（プール及び公園）の維持管理（日常管理、保守点検、補修、修繕を含む）を含みます。

イ 維持管理にあたっての注意事項

- ・プール施設の維持管理に当たって、年間作業実施計画書及び作業実施報告書を南部公園緑地事務所都心部公園担当に提出してください。提出時期については、年間作業実施計画書は4月中、作業実施報告書（点検及び修繕等）は毎月提出をお願いします。

- ・プール開場期間前に管理棟配電盤内の絶縁抵抗を測定してください。もし、絶縁抵抗が基準値以下であれば補修等を行い、基準値を超えるよう対処してください。

- ・プール開場期間中の施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するように日常的な保守点検を行い、必要に応じて部品交換や施設の補修・修繕を行ってください。

- ・プール閉場期間中についてはプール施設及び管理棟（プール）の見回りを月1回程度実施し、異常を発見したときは一時的な措置（危険を回避する）をするとともに、南部公園緑地事務所都心部公園担当に報告してください。

- ・管理運営にあたっては、屋外公園プールの管理運営業務仕様書を遵守してください。

(11) 帰宅困難者一時避難場所について

帰宅困難者一時避難場所として位置付けられており、災害発生時には、住民が一時的に避難をします。横浜市防災計画及び西区防災計画に基づき必要な対応を行い、場合により西区の指示に従って対応してください。

(12) 岡野公園集会所について

プール管理棟内に集会施設があり、地元管理運営委員会が管理運営を行っているため、当該集会施設は指定管理区域外とします。管理については、前述委員会と事前協議し、協議結果を書面に残す等してください。

(13) 野球場の地元の優先利用について

公園開園当初から野球場は地元連合町内会の行事で利用されています。そのことから地元連合町内会及び南部公園緑地事務所都心部担当等関係機関と利用に関する事前調整を実施し、利用日を確定してください。

(14) 横浜市立岡野中学校野球部の野球場の利用について

隣接する岡野中学校の校庭が芝生化されていることから、野球部が岡野公園を利用しています。横浜市教育委員会との取り決めによって当該利用については、月4回まで全額免除を認めています。※4回を超えた利用から通常半額減免とします。

(15) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出すること。

(16) 平成30年度以降におよそ10年かかる下水道工事を行う計画があります。工事開始時期は現在未定となっています。

#### 4 課題等（様式24記載事項）

(1) 公園内の自転車の乗り入れが多く対策が必要となっています。その対応方法を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(2) 公園内のバラ等特殊樹木管理について高度な技術が必要ですが、特殊樹木を含めた園内花壇の育成と活用を提案してください。

(3) 横浜駅からも徒歩圏であり、かつ周辺に住宅も多い公園でもあり、周辺住民の理解も不可欠です。このことから市民協働の取組を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(4) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。

(5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。